

岐阜県公報

第 六 百 九 号

令和 七 年 七 月 二 十 二 日

(火曜日)

目 次

告 示

○医療扶助又は医療支援給付のための医療担当機関の指定	(地域福祉課)	三三 ^ベ 七
○指定医療機関の廃止の届出	(同)	三三 ^ベ 七
○指定医療機関の名称の変更の届出	(同)	三三 ^ベ 八
○指定訪問看護事業者等の所在地等の変更の届出	(同)	三三 ^ベ 八
○指定医療機関の休止の届出	(同)	三三 ^ベ 九
○介護扶助又は介護支援給付のための居宅介護事業者等の指定	(同)	三三 ^ベ 九
○指定介護機関の名称等の変更の届出	(同)	三三 ^ベ 〇
○医療扶助又は医療支援給付のための施設担当機関の指定	(同)	三三 ^ベ 六
○保安林に指定する予定である旨の通知	(森林保全課)	三三 ^ベ 七
○令和七年度採石業務管理者試験の実施	(商工労働政策課)	三三 ^ベ 七
○指定管理者の変更の届出	(都市公園課)	三三 ^ベ 八

告 示

岐阜県告示第三百四十四号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第四十九条及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第四十九条の規定により医療扶助又は医療支援給付のための医療を担当させる機関として次のものを指定したので、同法第五十五条の三及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十五条の三の規定により告示する。

令和七年七月二十二日

岐阜県知事 江 崎 禎 英

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
やまもとクリニック	可児市広見四丁目二七一	令和 七・ 七・ 一
にこり 歯科	羽島市堀津町横手二丁目一四番地	同
リード調剤薬局多治見店	多治見市京町二丁目二一六	同
V・drug 関西福野薬局	関市西福野町二一五	同

岐阜県告示第三百四十五号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十条の二及び中国残留邦人等の円

滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十条の二の規定により次の指定医療機関から当該指定に係る事業を廃止した旨届出があつたので、同法第五十五条の三及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十五条の三の規定により告示する。

令和七年七月二十二日

岐阜県知事 江 崎 禎 英

名 称	所 在 地	廃 止 年 月 日
山本耳鼻咽喉科	可児市広見四―二七	令和七・五・三一
中垣小児歯科医院	瑞浪市寺河戸町一―六九―一三	令和七・四・二五
羽田歯科医院	大垣市荒川町森元四八―一	令和七・五・七
こじま歯科医院	多治見市田代町一―四六	令和七・五・三一
松原歯科医院	羽島郡笠松町美笠通二―三一―五	令和七・六・一
りんどう調剤薬局倉知店	関市倉知八三〇番	令和七・二・二八
松前屋薬局	関市本町四―六―二	令和七・三・七
小林薬局	美濃市広岡町二九三―一〇	令和七・三・三一
西野薬局	飛騨市古川町向町一―六―二二	令和七・五・一九
クローバー薬局	可児市中恵土三三五九―六三七	令和七・五・三一

岐阜県告示第三百四十六号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十条の二及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十条の二の規定により次の指定医療機関からその名称を変更した旨届出が

あつたので、同法第五十五条の三及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十五条の三の規定により告示する。

令和七年七月二十二日

岐阜県知事 江 崎 禎 英

名 称	所 在 地	変 更 年 月 日
新 医療法人 岩永耳鼻咽喉科	美濃加茂市大手町二―二八	平成一三・七・一
旧 岩永耳鼻咽喉科		
新 なかま薬局瑞穂水ンデン店	瑞穂市本田字三ノ改田一〇四五―四	令和七・六・一
旧 ホンデン 本巢薬局		
新 なかま薬局瑞穂中央店		
旧 本巢薬局 中央調剤	瑞穂市馬場上光町一―一〇一	同

岐阜県告示第三百四十七号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十条の二及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十条の二の規定により次の指定訪問看護事業者等からその所在地を変更した旨届出があつたので、同法第五十五条の三及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十五条の三の規定により告示する。

令和七年七月二十二日

岐阜県知事 江 崎 禎 英

訪問看護事業者等の名称	訪問看護事業者等の主たる事務所の所在地	訪問看護ステーション等の名称	訪問看護ステーション等の所在地	変 更 月 日
株式会社くらしケア	新 愛知県名古屋市中種区小松町六―一〇 旧 愛知県名古屋市中種区小松町六―一〇 三ツレスカー 一ツレスカー 一ツレスカー 一ツレスカー	くらしケア大垣訪問看護ステーション	大垣市林町七丁目一七八―四 ルハイツビル六	令和 六・三・一
株式会社ボンドウイエム	愛知県岡崎市洞町字東前田二四番地	訪問看護ステーション よいか	新 大垣市小泉町三二―二 旧 大垣市木森町五丁目一五八 ンクレールメソ ン木森一〇六	令和 七・五・一
日本ライフケアズ株式会社	新 愛知県名古屋市中区栄二丁目一〇番一 旧 愛知県名古屋市中川区吉津一丁目二一〇 九番地	訪問看護ステーション リステーション からふる かさまつ	羽島郡笠松町田代字若宮一〇八八番地一	令和 七・六・二
生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十条の二及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する	岐阜県告示第三百四十八号			
居宅介護事業者等の名称	居宅介護事業者等の主たる事務所の所在地	サービスの種類	居宅介護事業所等の名称	
株式会社 三晃メディカル	美濃加茂市太田町字蔵の内二八二四―二	居宅療養管理指導	フジサワ薬局北町調剤セン	

る法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十条の二の規定により次の指定医療機関から当該指定に係る事業を休止した旨届出があつたので、同法第五十五条の三及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十五条の三の規定により告示する。

令和七年七月二十二日

岐阜県知事 江 崎 禎 英

名 称	所 在 地	休 止 年 月 日
梅 村 齒 科 医 院	高山市下岡本町二二九―一	令和 七・ 六・ 一
りんどー調剤薬局倉知店	関市倉知八三〇番	令和 七・ 二・ 一

岐阜県告示第三百四十九号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第一項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十四条の二第一項の規定により介護扶助又は介護支援給付のための居宅介護等を担当させる機関として次の居宅介護事業者等を指定したので、同法第五十五条の三及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十五条の三の規定により告示する。

令和七年七月二十二日

岐阜県知事 江 崎 禎 英

居宅介護事業所等の所在地	指 定 年 月 日
美濃加茂市太田町字小見殿一八八二―七	令和 七・ 六・ 一

[illegible]

居宅介護事業者等の名称	居宅介護事業者等の主たる事務所の所在地	サービスの種類	居宅介護事業所等の名称	居宅介護事業所等の所在地	変更年月日
株式会社 ニチイ学館	新 東京都千代田区神田駿河台四丁目六番地	通所介護	ニチイケアセンター中津川	中津川市中津川字新田一二七〇―一	令和四・六・二七
同	旧 東京都千代田区神田駿河台二丁目九番地	介護予防通所介護	同	同	同
同	同	通所型サービス（独自）	同	同	同
同	同	訪問介護	同	同	同
同	同	介護予防訪問介護	同	同	同
同	同	訪問型サービス（独自）	同	同	同
同	同	居宅介護支援	同	同	同
同	新 東京都千代田区神田駿河台四丁目六番地	訪問介護	ニチイケアセンター土岐	土岐市肥田浅野笠神町二丁目二六番一	令和四・六・二七
株式会社 ニチイ学館	旧 東京都千代田区神田駿河台二丁目九番地	訪問介護	ニチイケアセンター土岐	土岐市肥田浅野笠神町二丁目二六番一	令和四・六・二七
同	同	通所介護	同	同	同
同	同	居宅介護支援	同	同	同
同	同	同	同	同	同
同	同	同	同	同	同

[illegible]

同	同	同	株式会社 ニチイ学館	同	同	同	同	同	同	同	同	株式会社 ニチイ学館	
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	旧	新
			旧 東京千代田区神 田駿河台二丁目九 番地	新 東京千代田区神 田駿河台四丁目六 番地								旧 東京千代田区神 田駿河台二丁目九 番地	新 東京千代田区神 田駿河台四丁目六 番地
訪問介護 訪問介護	居宅介護 支援	通所介護	訪問介護	特定介護 用具販売	特定介護 用具販売	介護用具 貸与	特定福祉 用具販売	福祉用具 貸与	訪問型サ ービス(独 自)	訪問介護 訪問介護	訪問介護	訪問介護	
同	同	同	ニチイケアセンター川合	同	同	同	同	同	同	同	同	ニチイケアセンターすみよ	
同	同	同	可児市川合北一―九〇	同	同	同	同	同	同	同	同	多治見市十九田町二―	
同	同	同	令和四・六・二七	同	同	同	同	同	同	同	同	令和四・六・二七	

同	同	同	株式会社 ニチイ学館	同	同	株式会社 ニチイ学館	同	同	同
同	同	同	旧	新	同	同	同	同	同
			田 東 駿 京 河 都 台 千 二 代 丁 田 目 区 九 神 番 地	田 東 駿 京 河 都 台 千 四 代 丁 田 目 区 六 神 番 地			田 東 駿 京 河 都 台 千 二 代 丁 田 目 区 九 神 番 地	田 東 駿 京 河 都 台 千 四 代 丁 田 目 区 六 神 番 地	
居 介 宅 護 指 予 導 防	居 介 宅 護 指 導 防	訪 介 問 護 看 予 護 防	訪 問 看 護	自 訪 ビ 問 ス 型 独 サ	訪 介 問 護 予 防	訪 介 問 護	自 通 ビ 所 ス 型 独 サ	自 訪 ビ 問 ス 型 独 サ	通 介 所 護 予 防
同	同	同	ニチイケアセンター 訪問看護ステーション 太平町	同	同	ニチイケアセンター 太平町	同	同	同
同	同	同	〇 多 一 治 見 見 市 市 太 太 平 平 町 町 一 一 七 七	同	同	〇 多 一 治 見 見 市 市 太 太 平 平 町 町 一 一 七 七	同	同	同
同	同	同	令 和 四 四 ・ 六 ・ 六 二 二 七 七	同	同	令 和 四 四 ・ 六 ・ 六 二 二 七 七	同	同	同

株式会社 ニチイ学館	同	同	株式会社 ニチイ学館	同	同	株式会社 ニチイ学館	同	株式会社 ニチイ学館
旧	新	同	同	同	同	旧	新	旧
田代区神 河台二丁目九番地	東京都千代田区神 河台四丁目六番地					田代区神 河台二丁目九番地	東京都千代田区神 河台四丁目六番地	東京都千代田区神 河台四丁目六番地
訪問介護 ニチイケアセンター瑞浪	訪問型サ ービス(独 自)	訪問型サ ービス(独 自)	訪問介護 ニチイケアセンターたきろ	訪問型サ ービス(独 自)	訪問型サ ービス(独 自)	訪問介護 ニチイケアセンターみの坂	訪問型サ ービス(独 自)	訪問介護 ニチイケアセンター坂本
室	同	同	同	同	同	同	同	同
令和四・六・二七	同	同	令和四・六・二七	同	同	令和四・六・二七	同	令和四・六・二七

[illegible]

令和七年七月二十二日

岐阜県知事 江 崎 禎 英

氏 名 施術所等の名称 施術所の所在地又は施術者の住所 指 定 年 月 日

鈴木 一 輝 輝 接 骨 院 本巣郡北方町高屋清流五丁目四五番地 令和七年七月二十一日

岐阜県告示第三百五十二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次の森林を保安林に指定する予定である旨の通知を受けたので、同法第三十条の規定により告示する。

令和七年七月二十二日

岐阜県知事 江 崎 禎 英

一 保安林予定森林の所在場所

恵那市上矢作町字大倉一〇二九の二五（次の図に示す部分に限る。）、字仏供田一〇三〇の一から一〇三〇の六まで

二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

（一）立木の伐採の方法

1 主伐は、択伐による。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木が所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

（二）立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を岐阜県林政部森林保全課及び恵那市役所に備え置いて縦覧に供する。）

公 示

。令和七年度採石業務管理者試験の実施

採石法（昭和二十五年法律第二百九十一号）第三十二条の十三第一項の規定により採石業務管理者試験を次のとおり実施しますので、採石法施行規則（昭和二十六年通商産業省令第六号）第八条の七の規定により公示します。

令和七年七月二十二日

岐阜県知事 江 崎 禎 英

一 試験期日及び時間

令和七年十月十日（金）午前十時から正午まで（二〇分）

二 試験場所

岐阜市藪田南二丁目一番一号 岐阜県庁一階 ミナモホール

三 試験科目

1 岩石の採取に関する法令事項（環境保全等関係法令事項を含む。）

2 岩石の採取に関する技術的な事項（岩石の採掘、発破、破碎選別、汚濁水の処理、脱水ケーキ（脱水処理に伴って生ずる湿状の岩石粉）の処理、廃土及び廃石の堆積並びに採掘終了時の措置に関する技術的な事項）

四 受験手続

1 申込用紙の配布

受験願書の用紙は、令和七年七月二十四日（木）から岐阜県商工労働部商工労働政策課、同部岐阜地域産業労働室及び各県事務所配布します。

郵送を希望する場合は、封筒の表に「採石業務管理者試験受験願書等請求」と朱書して、百円分の切手（三部まで送付可）を貼った宛先明記の返信用封筒（定形郵便物の封筒）を同封の上、〒五〇〇―八五七。岐阜市藪田南二丁目一番一号 岐阜県商工労働部商工労働政策課に請求してください。

2 申込方法

（一）郵送又は持参による受験申込み
受験願書に必要な事項を記入し、次に掲げる書類を添えて、岐阜県商工労働部商工労働政策課に提出してください。

(ア) 写真 縦六センチメートル、横四センチメートルとし、受験願書提出前六月以内に撮影した無帽、正面上半身像でその裏面に撮影年月日、氏名及び年齢を記載したものとします。

(イ) 受験票(用紙は、受験願書と同時に配布します。)

(ニ) インターネットによる受験申込み

以下のURLにアクセスして申し込んでください。

申込ページ : <https://www.pref.gifu.lg.jp/page/6397.html>

3 申込受付期間

(一) 郵送又は持参による受験申込み

令和七年九月一日(月)から同月十六日(火)までとします。ただし、土曜日、日曜日及び祝日は除きます。

郵送による場合は、「書留」又は「簡易書留」とし、封筒の表に「採石業務管理者試験受験願書等在中」と朱書して、〒五〇〇―八五七。岐阜市藪田南二丁目一番一号 岐阜県商工労働部商工労働政策課に送付してください。令和七年九月十六日(火)までの消印のあるものに限り受け付けます。

(ニ) インターネットによる受験申込み

令和七年九月一日(月)午前八時三〇分から同月十六日(火)までとします。

五 受験手数料

手数料は、八千円とし、郵送又は持参により受験を申し込む場合は、これに相当する額の岐阜県収入証紙を受験願書に貼り付けてください(消印しないこと)。インターネットにより受験を申し込む場合は、同額をクレジットカードで決済してください。

なお、受験手数料は、申込受付後は返還しません。

六 合格者の発表

令和七年十月三十一日(金)に試験に合格した者の受験番号を岐阜県庁ホームページに掲載するとともに、岐阜県庁掲示板に掲載します。また、合格者本人に合格証を交付します。なお、不合格者に対しても、その旨を通知します。

七 試験結果の提供

令和七年度採石業務管理者試験については、次のとおり試験の結果を受験者に提供します。

1 提供する試験結果

採石業務管理者試験の総合得点及び科目別得点

2 提供期間

合否発表の日から一月間

3 提供する場所

県庁情報公開・行政相談窓口(県庁一階)及び各県事務所特別窓口

4 提供を受けるために必要な書類等

試験結果の提供を受けるためには、本人確認のできる次の書類等が必要です。

(一) 受験票

(ニ) 個人番号カード、運転免許証、旅券その他受験者本人であることを確認できる顔写真が貼付された証明書等のうちいずれか一つ

八 その他

試験について不明な点は、岐阜県商工労働部商工労働政策課鉱政・亜炭鉱廃坑対策係(電話:五八―二七二―八三五九(直通))に問い合わせてください。

。指定管理者の変更の届出

岐阜県都市公園条例(昭和三十七年岐阜県条例第四十一号)第九条の二第四項の規定により、世界淡水魚園(世界淡水魚園水族館を含む一部の区域を除く)の指定管理者である株式会社オアシスパークから変更の届出があったので、同条例第九条の八の規定により、次のとおり公示する。

令和七年七月二十二日

岐阜県知事 江 崎 禎 英

一 変更のあった事項

団体の代表者の氏名

(変更前) 川頭 孝浩

(変更後) 樋川 智雄

二 変更年月日

令和七年六月二十六日

令和七年七月二十一日発行

発行者 岐阜市藪田南二丁目一番一号
発行所 岐阜県庁

編集 岐阜市三輪ふりとびあ三十一 岐阜文芸社